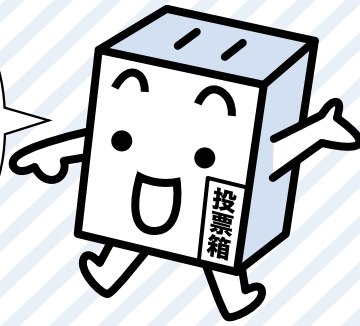


行ける

あなたは
どっち？



選挙に行こう！

知事、道議会議員、市長、市議会議員を決める

ご自宅に郵送される「投票所案内はがき」の表面に記載している

投票所で投票します

投票の仕方

①

投票用紙を受け取る

選挙の種類によって、桃色・薄黄色・白色・薄青色の4種類に分かれています



②

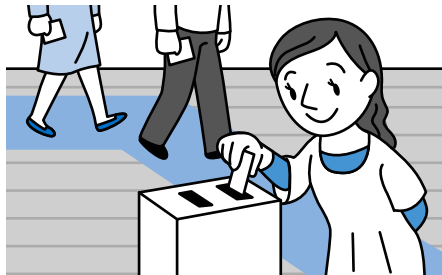
記載台で候補者名1人を記載する

道議会議員、市議会議員は区ごとの候補者に投票します



③

投票箱に入れる



知事、道議会議員、市長、市議会議員の順に4回繰り返して投票終了

投票所までの移動が難しい方は

介護保険や障害福祉サービスなどによる外出介助を受けている方で、投票所まで一人で移動することが難しい方は、ヘルパーが付き添うことができます。区役所(1階)の保健福祉課にご相談ください。

最近住所を変更した方やこれから変更する方は

今年に入って市外から転入した方や、3/14(土)以降に市内で転居する方、投票日までに市外に転出する方は、お住まいの住所で投票できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

私たちの住むまちや、暮らしを良くするための代表者を決める選挙が、4月12日(日)に行われます。今回選出するのは知事、道議会議員、市長、市議会議員です。忘れずに投票しましょう。

【詳細】 区の選挙管理委員会(区役所内/1階)
ホームページ

投票日
4月12日(日)
7時～20時

4月12日(日)

行けない

期日前投票または不在者投票ができます

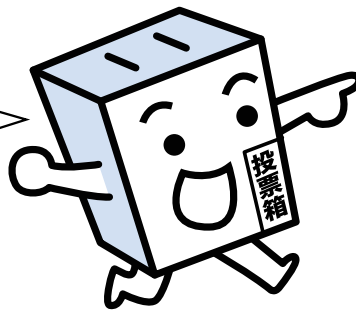
期日前投票とは？

仕事やレジャー、病気などで投票日に投票所へ行けない方が、投票日の前日までに投票できる制度です。選挙の種類によって、投票開始日が異なりますのでご注意ください。

時間 8時30分～20時
場所 「投票所案内はがき」の裏面に記載している区役所や区民センターなど

時間と場所が4月12日(日)の投票日とは異なります

4月4日(土)以降に投票すると、全ての投票を一度に済ませられるよ！



■告示日と期日前投票の期間

選挙の種類	告示日	期日前投票の期間
知事	3/26(木)	3/27(金)～4/11(土)
市長	3/29(日)	3/30(月)～4/11(土)
道議会議員・市議会議員	4/3(金)	4/4(土)～4/11(土)

※土・日曜も投票できます。また、北・東・南区では4/9(木)～11(土)の間、投票所を増設します。詳しくは「投票所案内はがき」の裏面をご覧ください

不在者投票とは？

手続きが必要

以下の方が事前に投票できます。

①札幌市外に滞在中の方

旅行先や帰省先など、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。

②指定を受けた病院や老人ホームに入院・入所している方

その施設で投票を行うことができます。

③右表の障がいのある方、介護保険の要介護5の方

自宅から郵送で投票できます。この制度を利用するには、区の選挙管理委員会からあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、4/8(水)までに投票用紙を請求することが必要です。

①③は早めに手続きをする必要があります。区の選挙管理委員会へお問い合わせください。②は各施設へお問い合わせください。

■郵便などによる不在者投票ができる方

身体障害者手帳	障がい名	程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	△	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者手帳	障がい名	程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	○	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

「投票所案内はがき」は3/26(木)から郵送します

投票場所や時間、期日前投票に関する事項などが記載されているので、確認の上、投票所へお持ちください。はがきを紛失したり、忘れたりした場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。



13/31(火)までに届かない場合はお問い合わせください

候補者や政策について知るには

選挙公報を4/10(金)までに全世帯に配布します。区役所などでも入手できます。また、広報さっぽろの点字版、音声版を利用している方には、別途点字・音声版のお知らせを郵送します。